スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

【鹿児島県与論町】
令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

自治体名	鹿児島県大島郡与論町
担当課名	与論町教育委員会事務局学務課
電話番号	0997-97-2441

１．自治体の基本情報

基本情報

人口 (令和6年２月末現在)	５，０７６人	部活動数	９部活
公立中学校数	１校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済み
公立中学校生徒数	１６７人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済み



地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

与論町は，鹿児島県最南端に位置する人口5,000人ほどの離島であり，町内唯一の中学校である与論町立与論中学校には７つの運動部活動がある。部活動に係る教師の負担軽減の視点はもちろん，離島という地理的環境による様々な制約を解決したり，顧問の教諭が３～５年で異動することによる生徒の不安等を解消したりするという視点からも，部活動を地域ぐるみで支えていくための仕組み作りが求められている。

その与論中学校では，７つある運動部活動のうち，令和４年度における５つの部活動の指導者が担当競技の経験がなく，専門的な指導ができていない状況にある。また，令和３年１月に実施した意識調査では，ほぼ全ての教師が「休日の部活動の段階的な地域移行」について積極的な推進を求めていた。

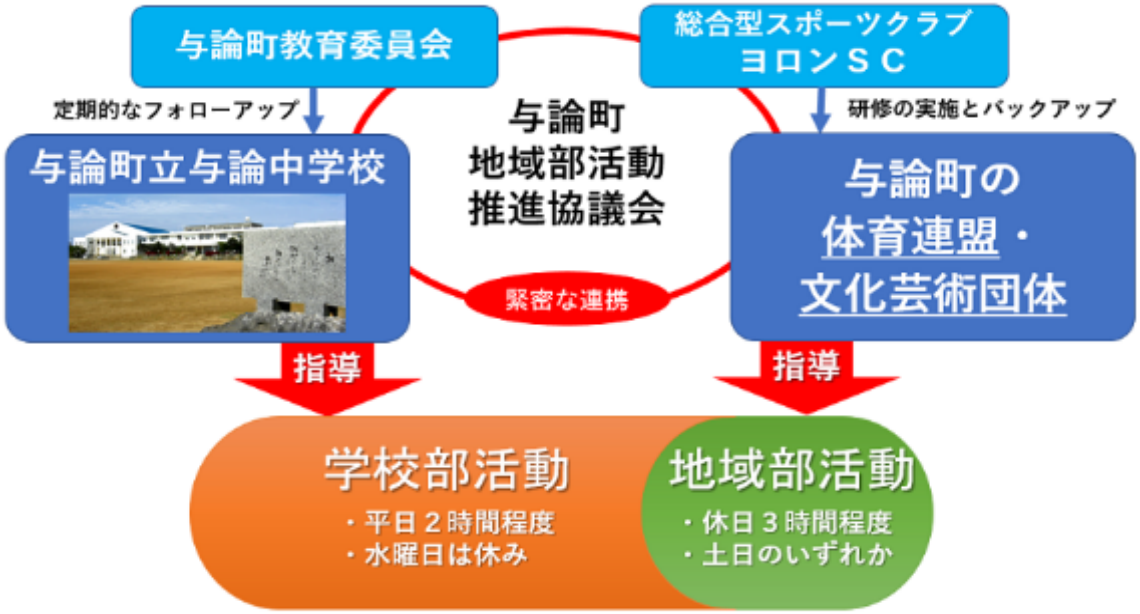
与論町では令和２年度末に与論町地域部活動推進協議会を設置し，令和３年度以降，与論中学校の運動・文化部活動を段階的に地域に移行している。そのことにより，令和３年度以降のフォローアップ調査では，同校の部活動に係る勤務条件の改善について「十分に効果が表れている」と回答した教員は増加傾向にある。しかし，その割合が全体の25%にとどまっていることや，令和４年度も， 部活動指導に費やす時間の長さが，同校における教員の超過勤務の最大要因となっていることから，本町においては，部活動改革を一層具体的に推進する必要がある。



2．実証内容と成果

運営体制・役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

部署名	関わり方・役割
教育委員会	与論町地域部活動推進協議会の運営
総務企画課	地域部活動に係る予算編成と執行

▼関係団体一覧

団体名	関わり方・役割
与論町地域部活動推進協議会	地域部活動の推進のために必要な諸事項の検討と，関係各所への説明
総合型スポーツクラブヨロンSC	各体育連盟との連絡調整，地域部活動の指導者への研修の実施
与論町サッカー連盟	地域サッカークラブの指導と，学校部活動の顧問教諭）との連携
与論町剣道連盟	地域剣道クラブの指導と，学校部活動の顧問教諭との連携
与論町卓球連盟	地域卓球クラブの指導と，学校部活動の顧問教諭との連携

年間の事業スケジュール

時期	計画事項
4月	第１回与論町地域部活動推進協議会の開催，拠点校における実施準備
	部活動指導員の継続任用及び教師の兼職兼業許可申請
5月	サッカー部，卓球部及び剣道部の地域移行の充実
7月	第２回与論町地域部活動推進協議会の開催，生徒・保護者アンケートの実施
11月	野球部の地域移行開始，第３回与論町地域部活動推進協議会の開催
1月	生徒・保護者アンケートの実施，県教育庁からの拠点校訪問の受け入れ
2月	第４回与論町地域部活動推進協議会の開催
3月	事業完了報告書・成果報告書等の作成



2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

拠点校数	１校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	サッカー，剣道，卓球，野球，吹奏楽
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	５部活 （うち１部活は文化部）		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	与論町立与論中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	５部活（うち１部活は文化部）
地域クラブ活動で実施した種目	サッカー部，剣道部，卓球部，野球部，吹奏楽部
運営主体名	与論町地域部活動推進協議会
運営類型	市区町村運営型（地域団体・人材活用型）
１か月あたりの平均的な活動回数	４～５回（基本的に毎週土曜日）
指導者の主な属性	町体育連盟所属の町民，兼職許可を受けた教員
活動場所	与論中学校，ゆいLAND人工芝サッカー場　ほか
主な移動手段	徒歩又は自転車
１人あたりの参加会費等（年額）	徴収なし ※　学校部活動の部費，実証事業費，町費で負担
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



2．実証内容と成果

取組内容

▼取組項目名：ア．関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項	令和４年度に引き続き，与論町地域部活動推進協議会事務局が，関係者との連絡調整・指導助言等を担う。また，同事務局の所掌事務を段階的に「総合型スポーツクラブ『ヨロンSC』」に移行する。
取組の成果	昨年度末で退任したサッカー部の地域指導者の代替者を，サッカー連盟と連携を図りながら任用することができた。また，野球連盟を推進協議会に加え，年度途中から，休日の野球部の活動を地域クラブ活動に移行した。
特に工夫した事項	与論町が進めている地域部活動のねらいや，地域指導者としての各種手続き等をまとめて理解することができるよう，「与論町地域部活動マニュアル」を作成し，関係者と共有しながら適宜内容を更新している。
今後の課題と対応方針	ヨロンSCへの所掌事務の移行については，SC側において人材・費用の両面に課題があったため，進まなかった。ヨロンSCとは地域移行についてのビジョンを共有することはできているので，引き続き協議・連携をしていきたい。



地域部活動マニュアル
（P8に再掲）

▼取組項目名：イ：指導者の質の保証・量の確保

取組事項	総合型スポーツクラブ「ヨロンSC」の協力のもと，サッカー連盟，卓球連盟，剣道連盟から経験豊かな指導者が派遣されるようにする。また，新たに地域指導者を任用する際は，町教育委員会による任用時研修を行う。
取組の成果	ヨロンSCと連携し，全ての地域スポーツクラブ活動に，競技・指導経験が豊かな指導者を派遣することができた（計４人）。特に，卓球部，剣道部，野球部については，兼職許可教員ではない地域指導者の単独引率によって島外の大会に参加することができた。
特に工夫した事項	地域指導者になっていただきたい町民についての情報を中学校やヨロンSCから入手した際，まずはその方に，地域部活動推進協議会の会議にゲストとして参加してもらった。地域指導者になることについての不安や疑問に思っていることを会議の中で解消し，任用につなげた。
今後の課題と対応方針	町教育委員会による任用時研修をしっかりと行ってきたが，地域指導者の理解不足により，町の部活動ガイドラインで定めた「休日の練習回数（土日のいずれかはオフとする）」が守られなかったことが１度だけあった。部活動ガイドラインについては，繰り返し確認させる必要がある。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項	令和３～４年度の間に与論町地域部活動推進協議会が所掌してきた事務を「総合型スポーツクラブ『ヨロンSC』」に段階的に移行できるよう，ヨロンSCの受け入れ体制の支援を行う。
取組の成果	ヨロンSCへの所掌事務の移行については，SC側において人材・費用の両面に課題があったため，進まなかった。そのことを受け，代替策として，関係団体との連携強化を担う「地域部活動総括コーディネーター」の任用を試みたが，適当な人材を確保することができなかった。
特に工夫した事項	総括コーディネーターの予算は年度当初に確保できた（1,200円×３時間×週２日×52週）。また，ヨロンSCに所掌事務を移行していくことを踏まえて，地域部活動推進協議会事務局職員がヨロンSCの社内研修に講師として参加し，全職員に対して地域部活動について説明した。
今後の課題と対応方針	関係団体との連携を強化するためには，地域部活動のねらいや具体的取組について正しく理解した事務局職員が複数いることが望ましい。現在，事務局職員は１名だが，令和６年度は，ヨロンSC又は関係機関から，事務局職員をもう１人追加したい。

▼取組項目名：エ：面的・広域的な取り組み

取組事項	サッカー部，卓球部，剣道部については，地域指導者のさらなる任用や，地域スポーツクラブとしての大会参加，オンラインを活用した指導など，種々の取組を試行する。その他の運動部（野球，ソフトテニス，弓道，女子バレー）については，状況に応じて地域移行を検討する。
取組の成果	サッカー部については，新たな地域指導者を地域から任用することができた。また，11月からは，野球部を新たに地域クラブ活動にすることができた。オンラインを活用した指導については，地域クラブ側のニーズが低かったために，検討はしたものの実施はしなかった。
特に工夫した事項	与論島では，小規模の対外試合であっても船や飛行機による移動と宿泊が伴うことがほとんどであるため，引率教員の負担になっている。野球部に対しては，「地域指導者が増えれば対外試合にも参加しやすくなる。」ということをメリットの一つとして示したところ，地域以降が加速した。
今後の課題と対応方針	関係団体との連携強化と同じく，面的・広域的な取組を充実させるためにも，事務局職員の増員や，総括コーディネーターの任用が必須だと考える。令和６年度中に適当な人材を任用できるように，ヨロンSCと連携しながら情報収集に当たりたい。

2．実証内容と成果

取組内容

▼取組項目名：オ：内容の充実

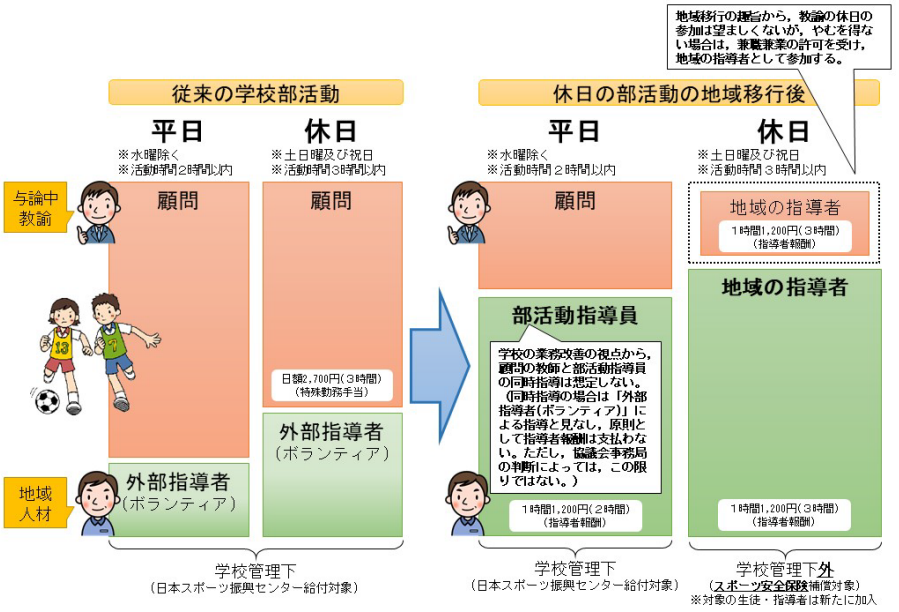
取組事項	与論町地域部活動推進協議会を年に４回開催し，課題を適時解決する。また，令和５年度から総括コーディネーターを配置し，学校と地域の連携を一層充実させる。
取組の成果	推進協議会の会議を学期１回以上開き，学校と地域の語り合いによって，その時々の課題を解決することができた。総括コーディネーターについては，任用に至らなかった（「ウ」参照）。
特に工夫した事項	地域部活動推進協議会の事務局は，会議が開かれるまで関係者にアンケートを実施し，地域移行について課題と感じられていることを前もって焦点化した。それらの課題を会議で提示し，語り合ってもらうことにより，会議の時間の中で具体的な解決策が生み出された。
今後の課題と対応方針	地域移行が順調に進んでいる場合であっても，地域移行のねらいや今後の見通しについては，関係者間で定期的に確認する必要がある。令和６年度も，今年度同様かそれ以上の回数で地域部活動推進協議会の会議を開催していきたい。



地域部活動推進協議会の会議の様子

▼取組項目名：ク：その他の取組

取組事項	同時に進行している「地域文化クラブ活動の推進」や「部活動指導員の活用」との関連性をもたせながら，事業の効果を高める。
取組の成果	平日・休日の区別や，運動部・文化部の区別なく，地域ぐるみで中学校のスポーツ・文化活動に関わる風土が作られつつある。
特に工夫した事項	右図のように，地域移行前後の指導者の立場の違い・保険の扱い・謝金の有無などを，地域向けに整理して提示した。
今後の課題と対応方針	複数の実証事業を同時に進行しているため，推進協議会事務局職員の負担が大きい。事務局職員の増員が喫緊の課題である。



2．実証内容と成果

参考資料（広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

2023／7／1 ver.

～部活動を地域とともに～

「部活動の地域移行」に御協力ください。

与論町教育委員会事務局学務課
与論町地域部活動推進協議会

Ⅰ　顧問の先生方，外部指導者の皆様へ　～はじめに～

与論町では，令和３年度より，与論中学校で「休日の部活動の地域移行」を進めています。関係の皆様方におかれましては，「なぜ地域移行を進めているのか」「地域移行前後で何が変わるのか」「関係部活動の顧問として必要な手続きは何か」など，様々な疑問がおありかと思います。本冊子は，それらの疑問に可能な限りお答えすることができるよう作成しました。

本町における休日の部活動の地域移行は道半ばであり，地域移行について協議・推進する与論町地域部活動推進協議会も，日々，試行錯誤しながら歩みを進めている状況ですが，地域移行の最前線に立っていただく皆様に地域移行への御理解と御協力をいただくため，現時点でのＱ＆Ａをまとめました。ぜひお読みください。

Ｑ１　なぜ，休日の部活動を地域に移行するのですか？

生徒の自主的，自発的な参加により行われる「部活動」は，責任感，連帯感，学習意欲の向上などに役立つものとして，学習指導要領に位置付けられている活動です。

しかし……，

必ずしも教師が担う必要のない業務である部活動は，勤務を要しない休日の活動を含む教師の献身的な勤務によって支えられており，そのことが，日本の中学校教師の長時間勤務の大きな要因であると言われています。

顧問の教師が異動することによって部活動の指導方針が変わったり，顧問の教師の競技経験等の有無によって指導の専門性が左右されたりするというケースが全国的に見られており，課題の一つとなっています。

そこで，

これらの問題点を解決するために，国は，令和５年度以降，段階的に**休日の部活動を「地域の指導者等による地域のスポーツ活動・文化活動」にしていくこと**を計画しています。

地域が休日の部活動を担うことによって，顧問の先生の長時間勤務が緩和されるとともに，顧問の先生の異動後も，地域の指導者によって指導の専門性や一貫性が保たれることが期待されます。



関係者が地域移行のねらいや手続きを情報共有するための，
「地域部活動マニュアル（一部）」

参考資料（活動写真）



地域クラブ活動（サッカー）の様子
（ゆいＬＡＮＤ人工芝サッカー場にて）



地域部活動推進協議会の様子
年に４回，学校・地域・与論町教委・ヨロンＳＣが一堂に会して協議する

2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和２年度末
- 町教育委員会による，地域移行に係る中学校教員への意識調査の実施と，ヨロンSCへの協力依頼
- 与論町地域部活動推進協議会の設置に係る諸規則等の策定

令和３年度
- 兼職兼業許可の仕組みづくりと部活動ガイドラインの改定
- **与論町地域部活動推進協議会**の設置
- ８月に**サッカー部**と**吹奏楽部**の休日の活動を地域に移行

令和４年度
- ６月に，**卓球部**と**剣道部**の休日の活動を地域に移行
- 吹奏楽部の地域指導者の募集（SNSを活用）

令和５年度
- 地域部活動マニュアルの改定
- 11月に，**野球部**の休日の活動を地域に移行

地域部活動推進協議会が設置されてから，地域クラブ活動実施に至る合意形成は，推進協議会事務局と，中学校，指導者の3者間での直接のやりとりによって行われています。

以下に，剣道部を例とした「合意形成の流れ」を示します。なお，薄く色がついた枠は町教委や事務局で行われたこと，白い枠は学校で行われたことです。

★与論中の剣道部の地域移行★


←顧問のＹ先生


←地域の剣道連盟に所属する町民Ｎさん

① 外部指導者への打診

４月，これまで，剣道部にボランティアの外部指導者として関わってくださったNさんが，学校との語り合いにより地域移行に賛同してくださる。

② 部活動指導員としての任用

５月上旬，校長先生の推薦により，町教委がNさんを**部活動指導員に任用**する。

任用の際，Nさんは，町教委で**任用時研修**を受ける。

③ 地域移行の準備期間

５月中旬，Nさんは，剣道部の顧問のY先生が不在の時間，報酬を受けながら，部活動指導員として剣道部の平日・休日の指導を行うようになる。

④ 校長による地域移行判断

５月下旬，Nさん単独による部活動指導が軌道に乗ってきたことから，校長先生から，町教委に，「6月から剣道部の休日の部活動を地域に移行したい」との申し出がある。

⑤ 保険加入手続き

④を受け，部活動推進協議会事務局は，休日の活動が**学校管理下外**となる剣道部について，学校から提供された部員名簿を参考に，**所属生徒，顧問のY先生及びNさんの「スポーツ安全保険」加入手続き**を行う。

⑥「休日の部活動」の地域移行と顧問の先生の兼職許可

６月から，剣道部の休日の活動は，学校部活動ではなく，**地域のスポーツ活動（地域部活動）**となる。部活動指導員であるNさんは，**地域の指導者**として，別途報酬を受けながら休日の剣道の指導を行う。（平日はこれまで通り）



一方，Nさんが休日の指導に来ることができないなどの特段の理由があるときは，顧問のY先生が，Nさんと同様に，報酬を受けながら地域部活動の指導をすることが想定される。

そのことを見越して，町教委は，校長先生に**「Y先生の兼職許可」を申請**してもらい，Y先生が**地域の指導者として**休日の地域部活動を指導できるようにする。

３．今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

令和３年度

- 兼職兼業許可の仕組みを検討したとともに，「与論町部活動ガイドライン」を改定した。
- **与論町地域部活動推進協議会を設置し，地域移行に係る取組を開始した。**
- ８月に，９つある部活動のうち，**サッカー部**と**吹奏楽部**の休日の活動を地域に移行した。

済

令和４年度

- ６月に，**卓球部**と**剣道部**の休日の活動を地域に移行した。
- 地域指導者の退任に伴い，吹奏楽部の地域指導者をSNSを活用して募集し，新たに任用した。
- 地域部活動推進協議会を開催(年４回)したとともに，地域部活動マニュアルの改定を行った。

済

令和５年度

- 退任したサッカーの地域指導者の代替者を確保した。（剣道部は７月をもって休部に入った。）
- 11月に，**野球部**の休日の活動を地域に移行した。
- 地域部活動推進協議会を開催(年４回)したとともに，地域部活動マニュアルの改定を行った。

済

令和６年度

- 女子バレー部などの，休日の活動を地域に移行できる可能性が高い部活動について，関係者と合意形成を図る。
- 地域部活動推進協議会を開催(年４回)するとともに，地域部活動マニュアルを見直す。
- 地域部活動総括コーディネーターの任用，もしくは部活動推進協議会事務局職員の増員を行う。

令和７年度

- 地域部活動推進協議会を開催(年４回)するとともに，地域部活動マニュアルを見直す。
- 地域部活動推進協議会事務局の所掌事務の，ヨロンSCへの移行を開始する。

令和８年度以降も，休日の運動部活動の地域移行のための取組を着実に推進する。